

## 改品場への立入りに関する注意事項を定める掲示

改品場への立入りに関する注意事項を次のように定め、昭和54年7月16日からこれによることとし、昭和38年掲示第185号は廃止します。

### 記

#### (立入者の制限)

1. 改品場には、次の各号に掲げる者のほかは立ち入ることができない。
  - (1) 改品場における開梱作業に従事することについて、あらかじめ税関の許可を受けた開梱業者の従業者で、改品場立入許可証票を携帯し、名札を着用した者
  - (2) 通関業者及びその従業者で検査貨物に直接関係のある者
  - (3) 荷主又はその代理人等、検査貨物に直接関係のある者（以下「荷主等」という。）で、改品場立ち入りについてあらかじめ改品場管理員に届け出た者

#### (立入者の従うべき規律)

2. 改品場に立ち入る者は、次に掲げる事項について、改品場管理員の指示に従わなければならない。
  - (1) 改品場における設備及び器具の使用に関すること。
  - (2) 検査貨物の取扱いに関すること。
  - (3) 改品場における安全保持に関すること。
  - (4) 改品場内の整理整頓に関すること。
  - (5) その他改品場内の秩序の維持に関すること。

#### (退去命令)

3. 次の各号の一に該当する者に対しては、改品場から退去を命ずることがある。
  - (1) 1に掲げる者以外で改品場に立入っている者
  - (2) 税関職員の指示に従わない者
  - (3) この注意事項に違反した行為を行っている者

#### (検査貨物の仮置き)

4. 翌日の検査を受けようとする貨物を改品場に搬入し、又は検査済貨物を検査の翌日まで改品場に仮置きすることは、検査の都合による場合等特にやむを得ない場合を除くほかこれを認めない。

#### (改装仕分け等の禁止)

5. 改品場においては、検査貨物について次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 改装及び仕分け
  - (2) 切断又は変形する作業
  - (3) 商業上のために行う内容の点検等改品場運営を妨げる行為

#### (従業許可申請手続)

6. 1の(1)に掲げる改品場従業許可を受けようとする開梱業者は、税関が定める申請書に税関

が指定する書類を添付して、各改品場の管理責任者に提出しなければならない。

#### (従業許可の基準)

7. 改品場従業許可は、次に掲げる基準に適合し、かつ、改品場の管理運営上支障がないと認める場合に限り行う。

- (1) 申請者（申請者が法人の場合には、その役員）が、次に掲げる事項の一に該当しないこと。
  - イ 心身の故障により開梱作業を適正に行うことができない者
  - ロ 破産者であって復権を得ないもの
  - ハ 禁固以上の刑に処せられた者で、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから3年を経過しないもの
  - ニ 関税に関する法律の規定に違反し、罰金刑に処せられ、又は同法の規定により通告処分を受けた者で、刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日、又は通告の旨を履行した日から3年を経過しないもの
- (2) 従業者のうちに前号ハ及びニに該当する者がいないこと。
- (3) 申請者は開梱作業を適正に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。
- (4) 申請に係る開梱作業従業の開始が、その行われる官署の検査件数に照らして、必要かつ適正なものであること。

#### (従業許可期間更新手続)

8. 従業許可期間が満了後、引き続き開梱作業に従事しようとする者については、許可期間満了の1月前までに税関の定める様式による許可期間更新申請書を各改品場管理責任者に提出しなければならない。

#### (立入許可証票の交付)

9. 従業許可をしたとき又は許可期間の更新をしたときは、従業者に対し改品場立入許可証票を交付するほか、又は交付済の改品場立入許可証票の有効期限を更新する。

#### (立入許可証票の再交付)

10. 改品場立入許可証票は、次の各号に掲げる場合には再交付することができる。
- (1) 改品場立入許可証票をやむを得ない理由により亡失した場合
  - (2) 改品場立入許可証票を著しくき損し、又は汚損した場合

#### (従業者の名札)

11. 従業許可を受けた開梱業者については、従業者に名札を着用させなければならない。

#### (従業許可の失効)

12. 次の各号の一に該当するときは、従業許可はその効力を失う。
- (1) 当該許可を受けた者が開梱作業に従事しなくなったとき。
  - (2) 当該許可を受けた者が死亡し、又は解散したとき、若しくは破産の宣告を受けたとき。

#### (従業許可の取消し)

13. 従業許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消すことがある。
- (1) 7の(1)(ロを除く)及び(2)に該当するに至ったとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により従業許可を受けたことが判明したとき。
  - (3) 申請者又はその従業者が、検査貨物の抜取り等不正な行為をしたとき。

- (4) 許可の条件に従わないとき。
- (5) この規則に違反したとき。

**(変更等の届出)**

14. 従業許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、税関が定める様式の変更届に関係書類を添付し、各改品場管理責任者に提出しなければならない。

- (1) 許可申請に係る届出内容について変更があったとき。
- (2) 従業者が改品場立入許可証票を亡失し、又は亡失したものを再入手し、若しくは、記載事項に変更を生じたとき。

**(立入許可証票の返還)**

15. 従業許可を受けた者が次の各号の一に該当することとなったときは、遅滞なく従業者の改品場立入許可証票を各改品場管理責任者に返還しなければならない。

- (1) 12に掲げる事項に該当することとなったとき。
- (2) 許可の期間が満了したとき。
- (3) 税関長が許可を取り消したとき。
- (4) 従業者を解任したとき。ただし、この場合には当該従業者分のみを返還すればよい。